

大和川流域懇談会 委員名簿

50音順・敬称略

| 氏 名 | 専門分野 | 所 属 | 備考 |
|--------------------|-------|-------------------------|------|
| いりえ まさやす 入江 政安 | 治水・防災 | 大阪大学大学院 工学研究科 准教授 | |
| えんどう とおる 遠藤 徹 | 環境 | 大阪市立大学大学院 工学研究科 准教授 | |
| おおいし さとる 大石 哲 | 治水・防災 | 神戸大学 都市安全研究センター 教授 | 座長代理 |
| なかがわ はじめ 中川 一 | 治水・防災 | 京都大学防災研究所 流域災害研究センター 教授 | 座長 |
| ほり の はるひこ 堀野 治彦 | 利水 | 大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授 | |
| まえさこ 前迫 ゆり | 環境 | 大阪産業大学大学院 人間環境学研究科 教授 | |
| まんざい まさのり 万歳 雅則 | 地域連携 | 大和川市民ネットワーク会員 | |

大和川流域懇談会 設 立 趣 旨

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました。

また、これまでの「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後、概ね30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになりました。

大和川流域では、学識経験者で構成される「大和川流域委員会」において、関係機関や関係住民からの意見をいただきながら、今後30年間の具体的な河川整備の内容を示す「大和川水系河川整備計画（国管理区間）」を平成25年11月に策定しました。

大和川流域懇談会は、「大和川水系河川整備計画」に基づく事業の進捗やその点検結果について意見をいただくことを目的として、「大和川流域懇談会」を設立します。

なお、大和川水系河川整備計画の変更を行う必要がある場合には、河川管理者が示す変更原案について意見をいただくこととします。

大和川流域懇談会規約

(趣旨)

第1条 本規約は、「大和川流域懇談会」（以下「懇談会」という）の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 懇談会は、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という）が設置し、大和川水系河川整備計画（国管理区間）（以下「河川整備計画」という）に基づく事業の進捗状況等について意見を述べることを目的とする。

なお、河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合は、河川管理者が示す変更原案について意見を述べるができる。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は近畿地方整備局長が委嘱する。

- 委員の任期は原則3年とし、再任を妨げない。
- 委員の追加について、必要と認める場合には懇談会に諮り整備局長に要請できる。なお、追加された委員の任期末は、他の委員と同じとする。

(座長)

第4条 懇談会には座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 座長は会務を総括し、懇談会を代表する。
- 座長に事故がある時は、座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(議事等)

第5条 懇談会は、座長の指示により事務局が招集する。

- 懇談会は、委員総数の過半数以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
- 懇談会は、出席委員の過半数をもって意志決定を行う。なお、少数意見があればこれを付す。
- 懇談会は、必要に応じて委員以外に意見を聴くことができる。

(情報公開)

第6条 懇談会及び懇談会審議に関する情報は原則として公開とし、その公開方針は、別紙「大和川流域懇談会 情報公開方針」によるものとする。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所が行うものとし、以下の業務を行う。

- 会議資料の作成
- 議事録の作成
- 会議内容のとりまとめ及び公表資料の作成
- その他

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の2/3以上の同意を得てこれを行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

(付則)

この規約は、平成31年3月6日から施行する。

大和川流域懇談会 情報公開方針

大和川流域懇談会規約第6条に基づく、情報公開の方法について以下のよう
に定める。これに定めのない事項については、懇談会で定める。

(1) 会議の開催案内

- ・ 会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、大和川河川事務所ホームページに掲載する。

(2) 会議の傍聴

- ・ 傍聴対象者は、制限を設けないことを原則とする。
- ・ 傍聴希望者は、可能な限り、希望者全体が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。
- ・ 一般傍聴者の審議時の発言は、原則認めないものとする。なお、審議終了後の発言機会の取扱いについては、座長の判断による。

(3) 審議結果の公表

- ・ 会議配布資料等は、大和川河川事務所ホームページにて公表する。
- ・ 議事録の詳録及び概要（発言要旨）については、出席委員の確認を得て大和川河川事務所ホームページにて公表する。
- ・ 会議配布資料等において、公開することが不適切と懇談会が判断した資料（貴重種の生息・生育範囲が特定可能な資料等）については公表しない。

以上